

4. 補装具・日常生活用具などの給付

補装具費の支給 身 難

4

補装具・日常生活用具などの給付

内 容

障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、職業その他日常生活の能率の向上を図るために必要な補装具を購入、修理及び借受けするための費用を支給します。所得に応じ自己負担が生じる場合や利用できない場合があります（対象補装具は下表参照）。補装具費の支給については事前にケースワーカーにご相談ください。

支給については申請と判定が必要です。

利用できる方

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・難病等の方

手 続 き

身体障害者手帳又は診断書等・見積書・所定の医師意見書（必要な場合のみ）

※支給決定よりも前に補装具を購入等した場合は助成の対象となりません。必ず事前に申請し、不明な点はご相談ください。

※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。

※難病等の方は訪問調査等が必要となる場合がありますので、事前に窓口にご相談ください。

※令和6年4月より、障がい児の所得制限が廃止されました。（障がい者については、引き続き所得制限があります）

窓 口

身体障害者手帳の交付を受けている方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

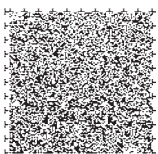
身体障害者手帳の交付を受けていない難病等の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑保健センター 緑保健センター津久井担当 （→2 ページ）	中央保健センター （→2 ページ）	南保健センター （→2 ページ）

補装具一覧	判定区分等
骨格構造義手・義足（ソケット交換を含む）、殻構造義手・義足、装具（下肢、体幹、上肢他）、車椅子（既製品以外）、姿勢保持装置、補聴器	障害者更生相談所の判定が必要
電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置	判定以前に事前調査が必要になります。（要相談）
義眼、矯正眼鏡、弱視眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、車椅子（既製品）、車載用姿勢保持装置、歩行器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）	意見書等により各高齢・障害者相談課若しくは各福祉相談センターが判断し決定
視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ	各高齢・障害者相談課若しくは各福祉相談センターが判断し決定
起立保持具、排便補助具	児童のみ支給対象 意見書等により各高齢・障害者相談課若しくは各福祉相談センターが判断し決定

※介護保険対象者で、介護保険制度で貸与される福祉用具と重複する品目（車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ）については、状況により、介護保険制度が優先されます。

【修理について】見積書が必要です。義足・義手のソケット交換は所定の意見書が必要です。



補装具更生相談 身

内 容

利用できる方

持 ち 物
窓 口

補装具の購入に伴う判定や修理、調整を行うため、障害者更生相談所による補装具更生相談を、定期的に市内に会場を設け行っています。

補装具費の支給については、前ページを参照してください。

身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方

肢体の補装具について、使用経験がない方や構造等に変更の希望がある方は、事前にご相談ください。

※事前予約制です。以下のお住いの窓口でご予約ください。日程や会場は市ホームページや広報でお知らせします。

※電動車椅子は、以下の補装具更生相談の会場では取扱いません。各窓口へご相談ください。

区 分	対 象	会 場
肢体不自由補装具更生相談	身体障害者手帳を持っている肢体不自由の方	緑 区 合 同 庁 舎 あ じ さ い 会 館
聴覚障害補装具更生相談	身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者の方	南保健福祉センター

身体障害者手帳・マイナンバーが確認できる書類（→巻頭ページ）

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

日常生活用具の給付 身 知 精 難

内 容

利用できる方
手 続 き

窓 口

障がいのある方や難病等の方がより円滑に生活できるように製作された日常生活用具を給付します。所得に応じて自己負担が生じる場合や、利用できない場合があります。

給付の条件等については、事前にご相談ください。

障がい児・者、難病等の方（品目別に規定があります）

手帳（診断書等）・見積書（カタログのコピー等があればお持ちください。）

※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。

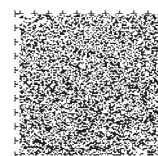
※先に用具を購入した場合は助成の対象となりません。必ず事前に申請してください。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

難病等の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑保健センター 緑保健センター津久井担当 （→2 ページ）	中央保健センター （→2 ページ）	南保健センター （→2 ページ）

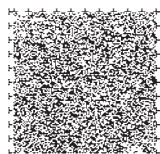


★：介護保険制度が優先される品目

身：身体障がい者、知：知的障がい者、精：精神障害者保健福祉手帳、難：難病等の方

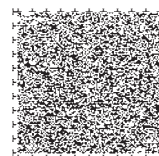
区分	給付品目	利用できる方
介護・訓練支援用具	★特殊寝台	身 難 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（18歳以上） 寝たきりの状態にある方
	★特殊マット	身 知 難 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳以上） 障害程度が最重度・重度の方（3歳以上） 寝たきりの状態にある方
	エアーマットレス	身 知 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳以上） 障害程度が最重度・重度の方（3歳以上）
	★特殊尿器	身 難 下肢又は体幹機能障害の1級で常時介護を要する方（6歳以上） 自力で排尿できない方
	入浴担架・入浴補助器	身 下肢又は体幹機能障害1級・2級の入浴に介助を要する方（3歳以上）
	★体位変換器	身 難 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の下着交換時等介助を要する方（6歳以上） 寝たきり状態にある方
	★移動用リフト	身 難 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳以上） 下肢又は体幹に障害のある方
	訓練用ベッド	身 難 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳～17歳） 下肢又は体幹機能に障害のある方
	訓練いす	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳～17歳）
自立生活支援用具	★浴槽（湯沸器含む）	身 難 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（6歳以上）
	★入浴補助用具（シャワーチェア・マット・バスボードなど）	身 難 下肢又は体幹機能障害の方で入浴に介助を要する方（3歳以上） 入浴に介助を要する方
	★便器	身 難 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（6歳以上） 常時介助を要する方
	頭部保護帽	身 知 精 難 下肢又は体幹機能障害のある方 最重度・重度で、てんかん等の発作により頻繁に転倒する方又は自傷行為がある方 1級・2級の方 小児慢性特定疾病の受給者で、発作等により、頻繁に転倒する方 又は自傷行為がある方
	T字状・棒状つえ	身 下肢又は体幹機能障害等により歩行が困難と認められる方
	★移動・移乗支援用具（手すり・スロープ等）	身 難 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害のある方（3歳以上） 下肢が不自由な方
	介護用おんぶ紐・抱っこ紐	身 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害のある方（3歳以上）
	特殊便座	身 知 難 上肢機能障害1級・2級の方 障害程度が最重度・重度の方 上肢機能に障害がある方
	火災警報器	身 知 精 身体障害者手帳等級1級・2級の方がいる世帯 障害程度が最重度・重度の方がいる世帯 1級・2級の方がいる世帯
	自動消火器	身 知 精 難 身体障害者手帳等級1級・2級の方がいる世帯 障害程度が最重度・重度の方がいる世帯 1級・2級の方がいる世帯 火災発生の感知及び避難が著しく困難な方がいる世帯
	電磁調理器	身 知 精 視覚障害1級・2級の方がいる世帯（18歳以上） 障害程度が最重度・重度の方がいる世帯（18歳以上） 1級・2級の方がいる世帯（18歳以上）
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身 視覚又は下肢もしくは体幹機能障害の1級・2級の方（6歳以上）
	聴覚障害者用屋内信号装置	身 聴覚障害2級の方がいる世帯（18歳以上）
	聴覚障害者用目覚時計	身 聴覚障害2級の方（18歳以上）

※特殊マットとエアーマットレスの併給はできません。



区分	給付品目	利用できる方
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身 じん臓機能障害の身体障害児者
	ネブライザー	身 呼吸器機能障害 1～3 級の方等（6 歳以上） 難 呼吸機能に障害がある方
	電動式たん吸引器	身 呼吸器機能障害 1～3 級の方等（6 歳以上） 難 呼吸機能に障害がある方
	酸素ボンベ運搬車	身 呼吸器機能障害のある方で、医療保険における在宅酸素療法を行う方
	音声式体温計	身 視覚障害 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	音声式体重計	
	音声式血圧計	身 視覚障害 1 級・2 級の方（18 歳以上）
排泄管理支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	身 呼吸器機能障害 1 級～4 級又は心臓機能障害 1 級・3 級の方であって、在宅酸素療法を行う方又は人工呼吸器を装着している方 難 人工呼吸器を装着している方
	ストーマ用装具（消化管系）（尿路系）	身 小腸、ぼうこう又は直腸の機能障害で、ストーマ造設された方（腎臓・膀胱瘻を含む）
	紙おむつ等（3 歳以上）	身 高度の排便・排尿機能障害児者で次のいずれかに該当する方 ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない方 イ 先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便・排尿機能障害がある方 ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある方 エ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方 オ 重症心身障害児者
	収尿器	身 高度の排尿機能障害のある方
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	身 音声言語機能障害又は肢体不自由があり、発声又は発語に著しい障害がある方（6 歳以上）
	情報・通信支援用具	身 視覚又は上肢障害の 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	点字ディスプレイ	身 視覚障害 1 級・2 級の方（18 歳以上）
	点字器	身 視覚障害のある方で、必要と認められる方（6 歳以上）
	点字タイプライター	身 視覚障害 1 級・2 級の方で、就学又は就労している、もしくは就労が見込まれる方（6 歳以上）
	視覚障害者用ポータブルレコーダ	身 視覚障害 1～3 級の方（6 歳以上）
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	身 視覚障害 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	音声ICタグレコーダ	
	視覚障害者用拡大読書器	身 視覚障害児者で、本装置により文字を読むことが可能になる方（6 歳以上）
	音声・拡大読書器	身 視覚障害 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	視覚障害者用時計	
	聴覚障害者用通信装置（ファクス等）	身 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害がある方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方（6 歳以上）
	聴覚障害者用情報受信装置	身 聴覚障害児者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
	人工喉頭	身 音声機能障害のある方で、喉頭を摘出された方又は、同程度の身体障害児者であって必要と認められる方
	点字図書	身 視覚障害児者で、主に点字によって情報を得ている方

※ 視覚障害者用拡大読書器と音声読書器の併給はできません。

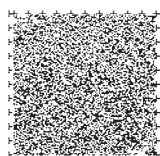


区分	給付品目	利用できる方
住宅改修	★居宅生活動作補助用具 (関連ページ：49 ページ)	身 下肢又は体幹機能障害の1～3級の方（6歳以上） 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）1～3級の方（6歳以上） 難 下肢または体幹が不自由な方（6歳以上）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

内 容	小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた児童等のうち、在宅で日常生活を営むことに支障がある児童等に対し、日常生活用具を給付します。 (保護者の所得により、一部負担があります。)
利用できる方	小児慢性特定疾病医療給付を受けていて（→15 ページ）他制度による日常生活用具の給付を受けることができない方 ※身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方や難病等の方を対象とする日常生活用具の給付（→23 ページ～26 ページ）を受けることができる方は利用できません。
手 続 き	※給付をご希望の方は、事前にご相談ください。 ①申請書、②世帯調書（所定の様式があります。）、③小児慢性特定疾病医療受給者証の写し、④見積書、⑤カタログの写し、⑥住民税課税証明書等（生計を同一にする扶養義務者全員分、相模原市で課税されている場合は省略できます。）
窓 口	こども家庭課保健事業班（市役所本館4階） 電話(042)769-8345

給付品目	利用できる方
便器	常時介助を要する方
特殊マット	寝たきりの状態にある方
特殊便器	上肢機能に障がいのある方
特殊寝台	寝たきりの状態にある方
歩行支援用具	下肢が不自由な方
入浴補助用具	入浴に介助を要する方
特殊尿器	自力で排尿できない方
体位変換器	寝たきりの状態にある方
車いす（電動以外）	下肢が不自由な方
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方
クールバスト	体温調節が著しく難しい方
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した方
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方 ※ 診療報酬の対象となる範囲を超えるもの
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある方

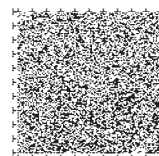


障害児訓練器具等購入費の助成 身 知

内 容	障がいのある18歳未満の児童の自立及び社会生活の支援となる訓練器具などについて、購入費用を助成します。事前に申請窓口にご相談ください。		
利用できる方	市内在住（入院や施設入所している方を除く）で、次のいずれかに該当する18歳未満の方。ただし、以前にこの制度による助成を受けられている場合には、1年以上経過していることが必要です。		
対象となる器具など	・身体障害者手帳1級～3級の方 ・療育手帳A1又はA2の方 ・児童相談所の判定による知能指数が35以下の方		
助 成 金 額	立位保持用机、訓練用マット、歩行訓練器具、運動機能訓練器具、水中訓練用浮具、知育訓練器具（言語学習、数的、認知、手先、コミュニケーション）、学習補助器具、排泄支援器具、カーシート、コミュニケーション支援器具など器具等の購入費。ただし36,000円が限度となります。		
手 続 き	36,000円以内であれば、1回に複数種類の器具等で助成が受けられます（同一品の複数購入を除く）。		
窓 口	各種手帳、見積書、器具等のカタログの写し、指定の医療機関等の意見書（所定の様式）		
	緑区の方	中央区の方	南区の方
	緑高齡・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齡・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齡・障害者相談課 （→1ページ）	南高齡・障害者相談課 （→1ページ）

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

内 容	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象として補聴器及び補聴援助システムの購入・修理の費用の一部を助成します。事前に申請窓口にご相談ください。		
手 続 き	※所得や申請内容に応じ自己負担が生じる場合や利用できない場合があります。		
窓 口	※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。		
	※令和6年4月より所得制限が廃止されました（所得により一部負担金あり）。		
	申請書・所定の医師意見書・見積書・確認書（補聴援助システムのみ）		
	緑区の方	中央区の方	南区の方
	緑高齡・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齡・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齡・障害者相談課 （→1ページ）	南高齡・障害者相談課 （→1ページ）
	【各区共通・事務担当課】 高齡・障害者支援課（ウェルネスさがみはらB館3階） 電話(042)769-8355		



5. 手 当 ・ 年 金

各種手当

区分		対象者	支給額	支給月	申請に必要なもの
障害児福祉手当		・ 20 歳未満の人 ・ 重度の障がいの状態で、日常生活において常時介護を必要とする在宅の人	月額 16,100 円	5 8 11 2	・ 所定の診断書 ・ 手帳 ・ 本人名義の預金通帳 ・ マイナンバー制度における本人確認書類
特別障害者手当		・ 20 歳以上の人 ・ 日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人（重複障がいなど）	月額 29,590 円	5 8 11 2	・ 所定の診断書 ・ 手帳 ・ 本人名義の預金通帳 ・ 年金受給額がわかるもの ・ マイナンバー制度における本人確認書類
相模原市重度障害者等福祉手当★		市内に住民登録があり、障がいの程度が重度・中度の人	月額 2,500 円（重度） 1,500 円（中度）	9 3	令和 6 年 10 月 1 日以後新規申請受付は廃止しております。 ★注意事項要確認
神奈川県在宅重度障害者等手当		在宅で、常時介護を必要とする重度重複障がいの人など	年額 60,000 円	1	8 月 1 日から 9 月 10 日までの間に窓口へ申請書を提出
特別児童扶養手当		障がいの程度が国で定める状態にある 20 歳未満の児童を養育している人	月額 56,800 円（重度） 37,830 円（中度）	4 8 11	・ 戸籍謄本 ・ 所定の診断書 ・ 所定の振込先口座申出書 ・ マイナンバー制度における本人確認書類 ・ 預金通帳 など、省略できる場合もありますので詳細は窓口へご確認ください。
窓 口	緑区の方	緑高齢・障害者相談課（→1 ページ） 城山福祉相談センター（→1 ページ） 津久井高齢・障害者相談課（→1 ページ） 相模湖福祉相談センター（→1 ページ） 藤野福祉相談センター（→1 ページ）			
	中央区の方	中央高齢・障害者相談課（→1 ページ）			
	南区の方	南高齢・障害者相談課（→1 ページ）			
※所得や、施設入所、公的年金の受給状況等により、手当の支給制限があります。					

★相模原市重度障害者等福祉手当の注意事項 1

障害者施策の見直し及び転換に伴い、相模原市重度障害者等福祉手当は廃止することになりました。令和 6 年 10 月 1 日以後は新規の申請受付は廃止しております。廃止前に受給されている方には、経過措置として令和 8 年 9 月まで次の額が支給されます。

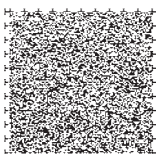
	令和 7 年 4 月から令和 8 年 9 月まで	令和 8 年 10 月
重度(月額)	2,500 円	支給終了
中度(月額)	1,500 円	支給終了

★相模原市重度障害者等福祉手当の注意事項 2

経過措置の福祉手当、障害児福祉手当、特別障害者手当が支給される方及び次の施設に入所等している場合は、支給されません。また、施設に入居される方は資格喪失となるため手続きが必要です。なお、手当支給後に施設入所等が判明した場合は、期間に応じた手当の返還をしていただく場合があります。

＜資格喪失となる施設の種類＞ ※記載の施設以外でも、資格喪失施設の該当となることがあります。

- ・ 児童施設＜乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設＞（相模はやぶさ学園、相模原南児童ホーム、相模原療育園、中心子どもの家、ワゲン療育病院長竹）
- ・ 生活保護施設＜救護施設、更生施設＞
- ・ 障害者施設＜療養介護を行う病院、障害者支援施設、のぞみの園＞（くりのみ学園、相模原療育園、さがみ緑風園、



・高齢者施設＜養護老人ホーム＞（相模原養護老人ホーム）＜特別養護老人ホーム＞（青根苑1号館・2号館、あさみぞホーム、縁JOY、大野北誠心園、大野台幸園、介護老人福祉施設旭ヶ丘、介護老人福祉施設さがみ湖桂寿苑、介護老人福祉施設ラベ相模原、銀の館、グレープの里、ケアプラザさがみはら、コミュニティホームピノ、こもれび、柴胡苑、幸園、相模湖みどりの丘、相模原敬寿園、相模原すみれ園、塩田ホーム、社会福祉法人上溝緑寿会コスモスセンター、しょうじゅの里相模原、シルバータウン相模原、清菊園、相陽台ホーム、泰政園、中の郷、はあとぴあ、はなさか、東橋本ひまわりホーム、東林間シニアクラブ、ボーナビル二本松ケアセンター、マナーハウス麻溝台、マナーハウス横山台、みたけ、モモ、よもぎの里愛の丘、ライフホーム城山、リバーサイド田名ホーム、リバーサイド田名ホーム清流さがみ、りんどう麻溝）

区分	対象者	支給額	支給月	申請に必要なもの
児童扶養手当 身 知 精	・「父又は母に一定程度の障がいがある児童」を養育している方 ・「離婚や死別等により、父又は母と生計を別にしている児童」を養育している方	月額（所得により変動あり） 児童 1 人のとき 46,690 円～11,010 円 児童 2 人目から 1 人増えるごとに 11,030 円～5,520 円加算	5 7 9 11 1 3	・ 戸籍謄本 ・ 申請者名義の預金通帳 ・ マイナンバー制度における本人確認書類 ・ その他書類が必要になる場合あり
※所得や、児童の施設入所、公的年金の受給状況等により、手当の支給制限があります。				
窓 □	緑子育て支援センター 子育てサービス班（緑区合同庁舎 3 階） 同 城山担当（城山総合事務所本館 1 階） 同 津久井担当（津久井保健センター1 階） 同 相模湖担当（相模湖総合事務所 2 階） 同 藤野担当（藤野総合事務所 2 階） 中央子育て支援センター子育てサービス班（ウェルネスさがみはら A 館 1 階） 南子育て支援センター子育てサービス班（南保健福祉センター3 階）			電話(042)775-8813 電話(042)783-8060 電話(042)780-1420 電話(042)684-3737 電話(042)687-5515 電話(042)769-9267 電話(042)701-7723

障害厚生年金・障害基礎年金・特別障害給付金

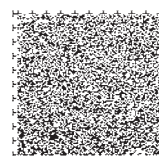
病気やケガにより、定められた障がい程度に該当し、保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。詳しくは窓口へお問い合わせください。なお、障がいの程度（等級）は、手帳の等級とは異なります。

- 厚生年金・共済組合加入期間中に初診日がある方(障害厚生年金)
■国民年金第3号被保険者期間中に初診日がある方(障害基礎年金)

窓口	ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165 相模原年金事務所（南区相模大野 6-6-6） 電話(042)745-8101 F A X (042)744-7700 ねんきんサテライト相模原中央（中央区相模原 6-22-9 朝日相模原ビル 1階） 電話・F A Xによる相談は受け付けていません。 ※各共済組合加入期間中に初診日がある場合は、各共済組合	
----	--	--

- 国民年金加入期間中または20歳前・60～64歳の年金制度未加入期間に初診日がある方(障害基礎年金)
■国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない方(特別障害給付金)

窓口	国保年金課（市役所本館 1 階）	電話(042)769-8228
	緑区役所区民課（緑区合同庁舎 2 階）	電話(042)775-8803
	南区役所区民課（南区合同庁舎 1 階）	電話(042)749-2131
	城山まちづくりセンター（城山総合事務所本館 1 階）	電話(042)783-8103
	津久井まちづくりセンター（津久井総合事務所 1 階）	電話(042)780-1400
	相模湖まちづくりセンター（相模湖総合事務所 2 階）	電話(042)684-3214
	藤野まちづくりセンター（藤野総合事務所 1 階）	電話(042)687-5514

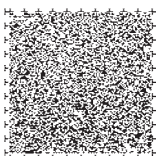


在日外国人障害者等福祉給付金 身 知 精

対象となる方	国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない方(国籍要件や居住要件により加入できなかった方)で、重度または中度の障がいがある方 ※ 重度…身体障害者手帳の1級・2級、療育手帳のA1・A2、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方 中度…身体障害者手帳の3級、療育手帳のB1、精神障害者保健福祉手帳の2級に該当する方
支給制限	次に該当する方は支給されません(支給中の方も資格喪失・支給停止になります)。 ① 本人の前年の所得が一定額以上ある方 ② 公的年金の受給権者となった方 ③ 本給付金と同様の給付金を他の自治体から受給している方 ④ 生活保護の生活扶助を受給している方 ⑤ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所措置されている方
給付金の額	重度 月額 38,000 円 中度 月額 26,000 円
給付金の支給時期	9月・3月
手続き	手帳・本人名義の預金通帳(振替口座確認のため)・住民票。公的年金を受給している場合は年金受給額がわかる書類(年金払込通知書・年金額改定通知書等)
窓口	【各区共通】 高齢・障害者支援課(ウェルネスさがみはらB館3階) 電話(042)769-8272

障害者扶養共済制度 身 知 精

内 容	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者がお亡くなりになった場合等に障がいのある方に終身の年金を支給する制度です。								
加入できる方	知的障がい者、身体障害者手帳(1級～3級)を持っている人、その他の精神又は身体に永続的な障がいのある方の保護者であり、市内在住で 65 歳未満の保険契約の対象となれる方。								
掛 金	加入者の年齢によって、1 口月額 9,300 円～23,300 円（加入は障がいのある方 1 人当たり 2 口まで） なお、掛金の納付が困難な方等（生活保護制度利用世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯、2 人以上の障がいのある方を扶養してそれぞれ加入する場合等）には掛金の減免制度があります。詳細は窓口にお問い合わせください。								
年 金	加入者が死亡し、又は重度障がいの状態になった場合は、障がいのある方に毎月 1 口当たり 20,000 円の年金が支給されます。								
手 続 き	・ 障がいのある方の障がいの種類及び程度を証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等) ・ 障がいのある方の住民票(市外にお住まいの場合) ・ 診断書(精神保健福祉手帳 3 級の場合等) ・ 掛金の振替に使用する口座の通帳及びその届出印								
窓 口	<table><tr><td>緑区の方</td><td>中央区の方</td><td>南区の方</td></tr><tr><td>緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→ 1 ページ)</td><td>中央高齢・障害者相談課 (→ 1 ページ)</td><td>南高齢・障害者相談課 (→ 1 ページ)</td></tr></table>			緑区の方	中央区の方	南区の方	緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→ 1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→ 1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→ 1 ページ)
緑区の方	中央区の方	南区の方							
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→ 1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→ 1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→ 1 ページ)							



産科医療補償制度

内 容

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

利用できる方

補償の対象（①～③の基準をすべて満たす場合、対象となります）			補償内容
①	2015 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日 までに出生したお子様の場合	2022 年 1 月 1 日以降に 出生したお子様の場合	総額 3000 万円
	在胎週数が <u>32 週以上</u> で出生体重 <u>1400 g 以上</u> 、または在胎週数が <u>28 週以上</u> で <u>所定の要件を満たすこと</u>	在胎週数が <u>28 週以上</u> であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級 1 または 2 級相当の脳性まひであること		

※補償申請ができる期間はお子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

※詳細は下記問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ（<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>）をご参照ください。

問 合 せ 先

公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター
電話 0120-330-637（土日祝・年末年始除く）



5
手
当
・
年
金

～産科医療特別給付事業について～

内 容

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的としています。

利用できる方

給付の対象(①～③の基準をすべて満たす場合、給付対象となります)			給付内容
①	2009年1月1日から2014年12月31日までに出生したお子様の 場合	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の 場合	1,200 万円 (一括)
	在胎週数が <u>28週以上33週未満</u> であることまたは在胎週数が <u>33週以上かつ2,000g未満</u> である こと	在胎週数が <u>28週以上32週未満</u> であることまたは在胎週数が <u>32週以上かつ1,400g未満</u> である こと	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

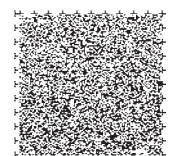
申 請 期 間

2025年1月10日～2029年12月31日

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、産科医療特別給付事業ホームページ（<https://www.sanka-kyufu.jcqh.or.jp/>）をご参照ください。

問 合 せ 先

公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療特別給付事業専用コールセンター
電話 0120-299-056（土日祝・年末年始除く）



6. 公共料金等の割引

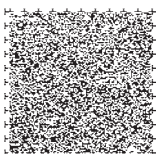
下水道使用料の減免 身 知 精

内 容	以下の①～④のいずれかに該当する方が在宅されている世帯は、下水道使用料（公共下水道使用料、市設置高度処理型浄化槽使用料及び農業集落排水処理施設使用料）のうち、基本額及び基本額に係る消費税等相当額が減免されます。
利用できる方	①身体障害者手帳（１級・２級）をお持ちの方がいる世帯 ②知能指数が 35 以下と判定された方がいる世帯 ③精神障害者保健福祉手帳（１級）をお持ちの方がいる世帯 ④知能指数が 50 以下と判定され、かつ身体障害者手帳（３級）をお持ちの方がいる世帯
手 続 き	①②④の方は申請手続きが必要ありません。 ③の方は申請手続きが必要です。 精神障害者保健福祉手帳の写しを持って窓口へ。申請は郵送でも受付けていますので、下記窓口にお問合せください。
窓 口	下水道料金課（市役所第 1 別館 2 階） 電話(042)769-8376 ※転居をした場合（市内・市外ともに）は再度、減免申請が必要となります。

水道料金の減免 身 知 精

内 容	以下の①～④のいずれかに該当する方が在宅されている世帯は、水道料金が減免されます。（「口径（水道メータの大きさ）25 ミリメートル以下の基本料金と 1 か月あたりの使用水量 8 立方メートルまでの従量料金との合計に消費税等相当額」を加えた額）
利用できる方	①身体障害者手帳（１級・２級）をお持ちの方がいる世帯 ②療育手帳（A1・A2）をお持ちの方がいる世帯 ③精神障害者保健福祉手帳（１級）をお持ちの方がいる世帯 ④療育手帳（B1・B2）、身体障害者手帳（３級）、精神障害者保健福祉手帳（２級）のうち 2 つ以上をお一人でお持ちの方がいる世帯
手 続 き	①～④全ての方の申請が必要です。 手帳等資格証明書類及び上下水道使用量のお知らせ等お客様番号を確認できるものを持って窓口へ。郵送申請や電子申請も可です。詳しくは URL か二次元コードより県営水道のホームページをご覧ください。
U R L 窓 口	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/ryoukingaido/genmen.html 相模原水道営業所 〒252-0227 中央区光が丘 2-18-56 電話(042)755-1132（代）音声案内 2 （042）755-9420（料金担当直通） FAX(042)754-4531 相模原南水道営業所（県高相合同庁舎内） 〒252-0303 南区相模大野 6-3-1 電話(042)745-1111 FAX(042)743-4598 津久井水道営業所 〒252-0157 緑区中野 252-1 電話(042)784-4822（代）音声案内 3 FAX(042)784-5994 ※転居をした場合（市内・市外ともに）は再度、減免申請が必要となります。 ※減免の適用は、水道営業所が減免申請書を受付した日の翌月以降、最初に行う量水器の点検に係る月分の水道料金から対象になります。

※ 市営簡易水道（緑区青根、名倉・牧野の一部）についても水道料金の減免制度があります。詳しくは、津久井土木事務所簡易水道班 電話(042)780-8210（直通）にお問い合わせください。



施設利用料の優遇 身 知 精

次の施設等を利用するときに、障害者手帳等（身体障害者手帳・療育手帳など知的障がいのあることが証明できるもの・精神障害者保健福祉手帳・ミライロID（障害者手帳アプリ））を受付に提示すると、施設等使用料が優遇されます。

■緑区にある施設

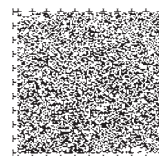
施設名等	優遇の範囲	優遇される方
ほねごりアリーナ（北総合体育館） 〒252-0134 緑区下九沢 2368-1 電話(042)763-7711 F A X (042)763-7712	体育室などの個人使用施設の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
小倉プール 〒252-0115 緑区小倉 1 電話(042)782-1122（小倉テニスコート）	プールの個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
L C A国際小学校北の丘センター （北市民健康文化センター） 〒252-0134 緑区下九沢 2071-1 電話(042)773-5570 F A X (042)773-1221	一般プール・浴室の個人利用料金の全額 障害者プール（無料施設）	障がいのある方とその介護者※
サン・エールさがみはら 〒252-0131 緑区西橋本 5-4-20 電話(042)775-5665 F A X (042)703-7612	トレーニング室などの個人利用料金の全額	障がいのある方とその介護者※
ふじのマレットゴルフ場 〒252-0183 緑区吉野 1010-1 電話(042)687-5700	マレットゴルフ場の個人利用料及び用具利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
藤野やまなみ温泉 〒252-0186 緑区牧野 4225-1 電 話(042)686-8073 F A X (042)686-8023	利用料金の一部（大人料金から） 370 円割引 夜間（平日のみ 17 時以降 500 円から） 220 円割引	障がいのある方とその介護者※
青根緑の休暇村いやしの湯 〒252-0162 緑区青根 844 電 話(042)787-2288 F A X (042)787-2118 ※4月1日から改修工事に伴い、休館しております。	利用料金の一部 （大人料金から）450 円割引	障がいのある方
小原プール 〒252-0173 緑区小原 697-3 電話(042)684-3257	プールの個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※

※ 介護者の使用料が優遇されるのは、障がいのある方が介護を必要として利用する場合に限られます。

※ 各施設の利用にあたっては、設備の内容などを事前に確認してください。

■中央区にある施設

施設名等	優遇の範囲	優遇される方
小山公園ニュースポーツ広場 〒252-0205 中央区小山 4-1 電 話(042)700-0801（小山公園管理事務所） F A X (042)700-0802（小山公園管理事務所）	ニュースポーツ広場の個人使用料及び夜間照明施設使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
銀河アリーナ 〒252-0229 中央区弥栄 3-1-6 電話(042)776-5311 F A X (042)776-5353	アイススケート場・トレーニング室の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※



施設名等	優遇の範囲	優遇される方
けやき体育館 〒252-0236 中央区富士見 6-6-23 電話(042)753-9030 F A X(042)769-1200	体育室などの施設の個人利用時の利用料金の全額	障がいのある方とその介護者※
相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら 〒252-0246 中央区水郷田名 1-5-1 電話(042)762-2110	施設観覧料の全額	障がいのある方とその介護者※
サーティーフォー相模原球場体育室 〒252-0229 中央区弥栄 3-1-6 電話(042)753-6930 F A X(042)753-7897	体育室の個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
さがみはらグリーンプール 〒252-0242 中央区横山 5-11-1 電話(042)758-3151 F A X(042)758-3127	プール・トレーニング室の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
博物館プラネタリウム 〒252-0221 中央区高根 3-1-15 電話(042)750-8030 F A X(042)750-8061	プラネタリウム及び全天周映画の観覧料の全額	障がいのある方とその介護者※

※ 介護者の使用料が優遇されるのは、障がいのある方が介護を必要として利用する場合に限られます。

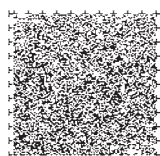
※ 各施設の利用にあたっては、設備の内容などを事前に確認してください。

■南区にある施設

施設名等	優遇の範囲	優遇される方
古淵鵜野森公園屋外水泳プール 〒252-0301 南区鵜野森 1-25-1 電話(042)747-4641 (古淵鵜野森公園管理事務所)	プールの個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
相模原ギオンスタジアム 相模原ギオンフィールド 〒252-0335 南区下溝 4169 電話(042)777-6088 F A X(042)777-0161	競技場の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
相模原麻溝公園動物広場（ふれあい動物広場） 〒252-0328 南区麻溝台 2317-1 電話(042)778-3900	動物広場ポニー乗馬場利用料の全額	障がいのある方（小学生以下）
市民健康文化センター 〒252-0328 南区麻溝台 1872-1 電話(042)747-3776 F A X(042)747-3777	プール・浴室の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
相模原ギオンアリーナ 〒252-0328 南区麻溝台 2284-1 電話(042)748-1781 F A X(042)748-1747	体育室などの個人利用施設の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
新磯ふれあいセンター（れんげの里あいそ内） 〒252-0326 南区新戸 2268-1 電話(046)255-1311 F A X(046)255-1361	浴室の利用料金の全額	障がいのある方とその介護者※

※ 介護者の使用料が優遇されるのは、障がいのある方が介護を必要として利用する場合に限られます。

※ 各施設の利用にあたっては、設備の内容などを事前に確認してください。



バス運賃の割引 身 知 精 難

手帳の種類	割引内容	利用方法
・身体障害者手帳 ・療育手帳	本人または介護人の 運賃 5 割引／定期券 3 割引	運賃支払い時もしくは定期券購入時 に手帳を提示
・精神障害者保健福祉手帳	本人または介護人の 運賃 5 割引	運賃支払い時に手帳を提示

※提示する手帳にはミライロ ID（障害者手帳アプリ）を含みます。

※バス事業者により、割引制度及び割引率が異なる場合がありますので、各バス事業者にご確認ください。

※乗合タクシー（内郷地区、根小屋地区、吉野・与瀬地区、菅井地区）及びデマンドタクシー（篠原地区）は、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方も運賃が割引になります。割引を受ける場合は、運賃支払い時（乗車時）に手帳を提示してください。

（割引の内容：9 月まで）

- ・乗合タクシー（内郷地区、根小屋地区、吉野・与瀬地区）及びデマンドタクシー（篠原地区）は、1 乗車につき 100 円に割引。
- ・乗合タクシー（菅井地区）は、運賃の 5 割が割引。

10 月以降については、中山間地域の公共交通再編に伴い、割引制度を含めた乗合タクシーの制度変更を予定しています。〔乗合タクシー事務担当課：交通政策課（市役所第 1 別館 4 階）電話（042）707-7239〕

割 引 証 手帳の提示により割引を受けることができますが、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方には割引証の発行が可能です。希望の方は、身体障害者手帳、療育手帳を持参して、下記窓口で申請してください。
※路線によっては割引証では割引が受けられない場合がありますので、乗車する際は手帳も携帯してください。

	緑区の方	中央区の方	南区の方
窓 口	緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

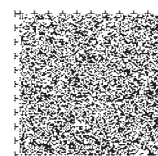
タクシー運賃の割引 身 知 精 難

内 容 利用できる方	タクシー運賃の 1 割が割引になります。ただし、迎車料金等は割引になりません。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方		
利 用 方 法	各種手帳等を乗車前に乗務員に提示し、割引が利用できるタクシーか確認してください。		
問 合 せ 先	一般社団法人神奈川県タクシー協会	電話（045）241-3577	
	神奈川県個人タクシー協会	電話（045）401-8896	

国内航空運賃の割引 身 知 精

12 歳以上で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及び介護者が国内航空線を利用する場合、航空運賃が割引になります。割引運賃は、航空運送事業者又は路線によって異なります。また、一部の航空運送事業者は、対象者、割引適用者が異なります。

※ 詳しくは各航空会社にお問い合わせください。



鉄道運賃の割引 身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種又は第2種の記載があるもの）をお持ちの方は普通乗車券について、次の割引が適用となります。定期乗車券、回数乗車券等については、各鉄道会社の窓口又は係員にお問い合わせください。

※ご利用の際は、手帳の携行をお願いいたします。

※鉄道会社により、手帳に顔写真の貼付がないと、割引が受けられないことがあります。

※鉄道運賃の割引でミライロ ID（障害者手帳アプリ）を利用する場合は、マイナポータルとの連携が必要です。詳細については、ミライロ ID のホームページを参照してください。

6

公共料金の割引

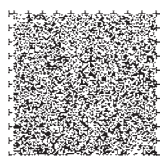
対象者及び内容	①第1種障害者とその介護者 本人のみ乗車の場合：片道 100 キロを超える場合 5 割引 介護者と同乗の場合：本人、介護者共に 5 割引（距離制限なし） ②第2種障害者 本人のみ乗車の場合：片道 100 キロを超える場合 5 割引 ※介護者の割引はありません。
利用方法	（きっぷの場合） 発売窓口到手帳またはミライロ ID を提示してきっぷを購入してください。なお、大人の第1種手帳所持者が大人の介護者とともに 100km までの区間に乗車する場合には、自動券売機で小児乗車券を購入し、改札係員に手帳と併せて提示して利用することも可能です。 （IC カードの場合） IC カードで入場し、出場駅の改札窓口にて手帳またはミライロ ID を提示してください。 ※出場駅で自動改札機を利用すると無割引の運賃となりますのでご注意ください。 ※本人と介護者両者が各々の IC カードを利用してください。

～障がい者用 IC カードについて～

サービス対象者	第1種障害者の大人の方 障がい者本人を介護する任意の1名の方
利用方法	「障がい者用 IC カード本人用・介護者用」を同時にお求めいただいたうえで、同時かつ同一行程で乗車される場合に自動改札機にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。 「障がい者用 IC カード本人用・介護者用」を別々または単独でご利用いただくことはできません。ご利用の際は、手帳の携行をお願いいたします。
有効期間	カードの有効期間は、お求めいただいた日から1年後の同月末日までです。
購入場所	JR 東日本のみどりの窓口、PASMO 鉄道事業者の窓口など

フェリー等運賃の割引 身 知 精

身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の運賃及び介護者の運賃が割引されます。ただし、会社によって割引設定の有無、割引範囲等が異なりますので、詳しくはそれぞれの会社にお問い合わせください。



NHK放送受信料の免除 身 知 精

内容及び利用
できる方

対象者	
全額免除	公的扶助受給者
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の障がいのある人（身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合
※課税状況の変更などにより対象となる免除の内容が変わる場合、再手続きが必要です。	

手 続 き
必要なもの

窓口で免除事由の証明（確認）を受けた免除申請書を、NHKへ郵送してください
各種手帳・印鑑・免除申請書（窓口またはNHK横浜放送局にあります。NHKへ郵送で申請される場合は、申請書をお送りいたします。NHKのホームページ「受信料の窓口」をご確認ください。）

免除の証明を
受ける窓口
（障がいの事由による申請の方）

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

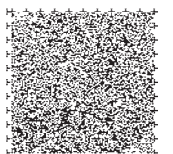
問 合 せ 先

NHK ふれあいセンター
電話 0570-077-077 FAX(045)522-3044
受付時間 午前9時～午後6時（土曜日・日曜日・祝日も受付）

郵便物等の料金の優遇など 身 知

区分	内容
特定録音物等郵便物 ・点字郵便物	盲人用の録音物または点字のみを掲げた用紙のみを内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定した施設から差出し、またはこれらの施設にあててるものを無料で差し出すことができます。
青い鳥郵便葉書	はがきのやりとりを楽しんでいただくために重度の身体障がい者（1級または2級）の方及び、重度の知的障がい者（A1またはA2）の方で受付期間内にご希望いただいた方に最寄りの配達を担当する郵便局から無償でお届けします。 ※受付期間等詳細はホームページをご確認ください。
くぼみ入りはがき	目の不自由な方が使いやすいように、はがきの表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・裏表がすぐわかるようにしたはがきです。お申し出いただいた場合は、ご自宅へのお届け販売も行います。 ※対象：通常はがき、年賀はがき

日本郵便株式会社ホームページ <https://www.post.japanpost.jp>



ふれあい案内（無料番号案内） 身 知 精

内 容 電話帳の利用が困難な視覚・上肢などに障がいのある方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。

窓 口 NTT 東日本
電 話 (0120)104-174

F A X (0120)104-134

営 業 時 間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（土曜・日曜、祝日及び年末年始は休業）

※番号案内（104 番）及び NTT ファクス 104 は 2026 年 3 月 31 日をもってサービス提供を終了いたします。「ふれあい案内」は継続して提供いたしますが、ご案内時間等ご利用方法を見直す予定です。2026 年 4 月 1 日以降のご利用方法についてはふれあい案内をご登録のお客様へ別途ご案内いたします。

携帯電話基本使用料等の割引 身 知 精 難

利用できる方 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病医療受給者証のいずれかをお持ちの方

手 続 き 割引サービスの内容、必要なものなどは、各社異なりますので、直接取扱店等に確認してください。

窓 口 各携帯電話事業者、各社携帯電話取扱店等

福祉電話 身

内 容 NTT 東日本の回線をご利用の方は、NTT 東日本の福祉電話（シルバーホン等）を福祉用料金で利用（レンタル）できます。手続き等については、以下の窓口にご確認ください。

利用できる方 ① 65 歳以上のひとり暮らしの方（65 歳以上の方であって、障がい者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする方を含みます。）

② 身体障がい者

窓 口 NTT 東日本
電 話 (0120)506-116

営 業 時 間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（土曜、日曜休日・年末年始を除きます）

J : COM ハートフルプラン 身 知 精

内 容 J:COM TV、J:COM NET、J:COM PHONE プラスを減額プランにてご提供いたします。詳細については、下記の問合せ先でご確認ください。

利用できる方 J:COM サービスエリア内に居住する障がい者本人及び同居の家族の方で、次に掲げる障害者手帳のいずれかの交付を受けている方

① 身体障害者手帳（1 級・2 級）

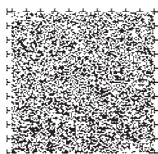
② 精神障害者保健福祉手帳（1 級）

③ 療育手帳（A1・A2・B1）

問 合 せ 先 J:COM（ジェイコム）カスタマーセンター
（受付時間：午前 9 時～午後 6 時）

電話(0120)999-000 FAX(0120)999-678

ホームページアドレス https://www.jcom.co.jp/service/heartful_pack/



7. 税 金 の 控 除

税金の窓口

税金関係の相談や申請受付については、次の各機関で行っています。

■税務署（所得税、消費税、相続税などの国税）

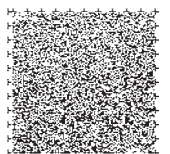
名称	所在地	電話
相模原税務署	〒252-5211 中央区富士見 6-4-14	(042)756-8211（自動音声による案内）

■県税事務所等（個人事業税、自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割）

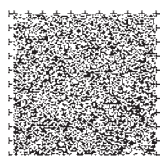
名称	所在地	電話	FAX
相模原県税事務所 （高相合同庁舎内）	〒252-0381 南区相模大野 6-3-1	(042)745-1111	(042)745-8032
相模原県税事務所 津久井支所	〒252-0157 緑区中野 937-2	(042)784-1111	(042)784-8590
自動車税管理事務所	〒232-8602 横浜市南区弘明寺町 31	(045)716-2111	(045)716-3199
自動車税管理事務所 相模駐在事務所	〒243-0303 愛甲郡愛川町中津 4075	(046)285-0198	(046)286-1719
自動車税 コールセンター	お問い合わせのみ受付けています。	(045)973-7110	

■市税相談窓口（市民税・県民税、軽自動車税（種別割））

区域	名称	所在地	電話
中央区	市民税課 （市役所第2別館1階）	〒252-5277 中央区中央 2-11-15	軽自動車（種別割）について (042)769-8297 障害者控除について (042)769-8221
緑区	緑市税事務所 （緑区合同庁舎5階）	〒252-5177 緑区西橋本 5-3-21	(042)775-8806
	城山まちづくりセンター （城山総合事務所本館1階）	〒252-5192 緑区久保沢 1-3-1	(042)783-8103
	津久井まちづくりセンター （津久井総合事務所1階）	〒252-5172 緑区中野 633	(042)780-1400
	相模湖まちづくりセンター （相模湖総合事務所2階）	〒252-5162 緑区与瀬 896	(042)684-3214
	藤野まちづくりセンター （藤野総合事務所1階）	〒252-5152 緑区小淵 2000	(042)687-5514
南区	南市税事務所 （南区合同庁舎3階）	〒252-0377 南区相模大野 5-31-1	(042)749-2161



区分	内容	控除等の金額	窓口
所得税	納税者自身が障がい者である場合か、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障がい者がいる場合、障がいの程度に応じて控除の適用を受けることができます。	特別障害者：40 万円 同居特別障害者：75 万円 一般障害者：27 万円	相模原税務署 (→39 ページ)
市民税・ 県民税	※障がい者に該当するかどうかは、その年の 12 月 31 日の現況によって判定します。 (その年の中途において死亡し、又は出国する場合には、その死亡又は出国のとき)	特別障害者：30 万円 同居特別障害者：53 万円 一般障害者：26 万円	市民税課 (→39 ページ)
相続税	障がい児・者が相続により財産を取得する場合に控除が受けられます。	特別障害者：(85 歳-相続開始時の年齢) × 20 万円 一般障害者：(85 歳-相続開始時の年齢) × 10 万円	相模原税務署 (→39 ページ)
贈与税	特定贈与信託(※)に基づき行われた贈与について、贈与税が非課税となります。 ※障がいがある方の生活の安定を図ることを目的に、親族の方などが信託銀行等に金銭等の財産を預け、信託銀行等がその財産を管理するもの	特別障害者：6,000 万円まで非課税 特別障害者以外の障がい者のうち精神に障がいがある方：3,000 万円まで非課税	特定障害者扶養信託契約を締結する各信託会社
利子所得の 非課税	手帳の交付を受けている方等の利子所得が非課税となります。	元本 350 万円までの預貯金などの利子が非課税	各金融機関 又は郵便局
個人事業税	両眼の視力喪失又は両眼の視力(屈折異常のある方は矯正視力)が 0.06 以下で、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で行っている方	課税されない	相模原 県税事務所 (→39 ページ)
	1 級から 4 級までの身体障害者手帳を交付されている方で、個人で事業を行っている方	5,000 円を限度に減免	



自動車税（環境性能割・種別割）または軽自動車税（環境性能割・種別割） **身 知 精**

【障がい者の障がいの範囲】

手帳の種類			障がいの区分	障がいの級別等
身体障害者手帳	視覚			1 級～3 級、4 級の 1
	聴覚			2 級、3 級
	平衡機能			3 級、5 級
	音声機能又は言語機能（★）			3 級
	上肢			1 級、2 級
	下肢			1 級～7 級
	体幹			1 級～3 級、5 級
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能	上肢機能		1 級、2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます）
		移動機能		1 級～7 級
	心臓機能			1 級、3 級、4 級
	じん臓機能			
	呼吸器機能			
	ぼうこう又は直腸の機能			
	小腸の機能			
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能			1 級～4 級
肝臓機能				
療育手帳				A1・A2
精神障害者保健福祉手帳				1 級
戦傷病者手帳				申請先へお問い合わせください。

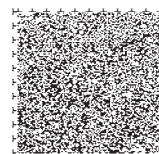
★軽自動車税（種別割）はそしゃく機能障害 3 級も対象となります。

※減免の対象となる障がいの程度については申請先へお問い合わせください。

※減免を受けることができる自動車は障がい者の方 1 人につき 1 台のみです。（自動車税減免と軽自動車税減免との併用不可）

【減免の手続きや対象など】

	自動車税（環境性能割・種別割） 軽自動車税（環境性能割）	軽自動車税（種別割）
問合せ先	自動車税コールセンター（39 ページ）	市民税課（39 ページ）
申請先	自動車税管理事務所（39 ページ） 自動車税管理事務所相模駐在事務所（39 ページ） 相模原県税事務所（高相合同庁舎内）（39 ページ） 相模原県税事務所津久井支所（39 ページ） ※できるだけ減免申請日の事前予約をお願いいたします	各区市税相談窓口（39 ページ）
手続きに必要なもの	減免申請書・減免申請内容確認書・各種手帳・ 運転免許証・自動車検査証 ※その他書類の提出が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。	各種手帳・運転免許証・納税通知書・ マイナンバーに関する書類 ※その他手続きに必要な書類は納税通知書のお知らせをご確認ください。
申請期限	新たに取得した自動車： 登録した日から 1 月を経過する日 既に所有している自動車：納税通知書に記載された納期限※期限後の申請は月割りで計算	毎年 5 月 11 日から 5 月 31 日まで （5 月 31 日が土・日曜日の場合は、翌営業日まで）
対象となる自動車	日常生活で、障がい者の方がもっぱら使用する自動車で、ア又はイいずれかの場合 ア 障がいのある方本人が所有するもので、障がいのある方本人、障がいのある方と生計を一にする方、障がいのある方のみで生活する方を常時介護する方が運転するもの イ 障がいのある方と生計を一にする方が所有するもので、障がいのある方本人、障がいのある方と生計を一にする方が運転するもの	



8. 自動車・自転車

福祉タクシー利用助成・自動車燃料費助成 **身 知 精 難**

福祉タクシー利用券・自動車燃料給油券（本人運転、他者運転）のいずれかを選択して助成が受けられます。

助成の種類	内容	申請に必要なもの
福祉タクシー利用助成	利用券（500 円）×6 枚／月を申請月から 3 月分まで交付します。	手帳又は受給者証など
自動車燃料費助成	【自動車検査証の使用者が本人の場合】 給油券（1,000 円）×2 枚／月を申請月から 3 月分まで交付します。	手帳又は受給者証など 自動車検査証（写しでも可）
	【自動車検査証の使用者が本人以外の個人の場合】 給油券（1,000 円）×1 枚／月を申請月から 3 月分まで交付します。	手帳又は受給者証など 自動車検査証（写しでも可）

対象者

- ①身体障害者手帳 1 級・2 級の方
- ②療育手帳 A1・A2 の方、知能指数 35 以下と判定された方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方
- ④小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方のうち、改正前（平成 27 年 1 月 1 日改正）の児童福祉法による小児慢性特定疾患に対応する疾病にり患している方
- ⑤特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている方のうち、難病法施行前の特定疾患に対応する指定難病にり患している方
- ⑥神奈川県特定疾患医療受給者証又は特定疾患認定通知書の交付を受けている方

①②③④の方の窓口	⑤⑥の方の窓口
緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	緑保健センター 中央保健センター 南保健センター （→2 ページ） 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）

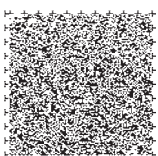
※申請は年度 1 人 1 回で、毎年度申請が必要です。ただし、28～29 ページ掲載の施設に入所されている方（通所は除く）は、助成対象になりません。

※申請後、やむを得ない事情により、福祉タクシー利用券から自動車燃料給油券へ、自動車燃料給油券から福祉タクシー利用券へ変更を希望される場合は、交付窓口へご相談ください。

※ねたきり高齢者等移送サービス利用助成を利用されている方は、福祉タクシー利用助成又は自動車燃料費助成との併給はできません。

※福祉タクシー利用券及び自動車燃料給油券は他人に譲渡することはできません。

※他に、重症心身障がい児者用の福祉タクシー利用券・自動車燃料給油券を交付しています。詳細は、交付窓口へご確認ください。

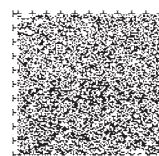


自動車運転免許取得費用の助成 身

内 容	普通自動車運転免許を取得するために公安委員会の指定を受けた自動車教習所で訓練を受けた場合は、技能教習費の3分の2（限度額10万円）を助成します。		
利用できる方	身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹又は内部障害の方及び 上肢障害1級の方、聴覚障害2級から4級の方		
手 続 き	手帳・安全運転相談（47ページ参照）の結果通知 ※教習所に入校する前に手続きが必要です。		
窓 口	緑区の方	中央区の方	南区の方
	緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

自動車改造費用の助成 身

内 容	自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造するための費用を10万円まで助成します。		
利用できる方	限定条件が付された運転免許証をもつ身体障がい者 ※前年の所得が特別障害者手当の所得制限額を超えないこと ※再申請の場合は、前回の決定日から5年間を経過していること		
対象の自動車	自ら又は家族が自動車検査証の使用者となっている自動車		
手 続 き	手帳・見積書・運転免許証（写しでも可）・自動車検査証（写しでも可） 自動車の車体全体、ナンバープレート、改造部分に係る写真 ※電子車検証の交付を受けている方は、自動車検査証記録事項（写しでも可）が必要です。		
	※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。		
窓 口	※改造する前に手続きが必要です。		
	緑区の方	中央区の方	南区の方
	緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）



駐車禁止除外指定車の指定 身 知 精

内 容

利用できる方
(対象者)

公安委員会から交付された駐車禁止除外指定車標章を掲出すれば、駐車禁止区域内（法定禁止区域、駐停車禁止区域内などを除く。）でも他の交通の妨害とならない限り、駐車できます。駐車禁止除外指定車標章は、指定を受けた対象者本人に交付されますので、交付を受けた障がいのある方が、現に乗車している車両に標章を掲出した場合に駐車できます。（車両を指定するものではありません。）

下記の駐車禁止除外指定対象範囲に該当する方

身体障害者	視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
	聴覚障害		2 級及び 3 級
	平衡機能障害		3 級
	上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
	下肢不自由		1 級から 4 級までの各級
	体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能	1 級及び 2 級
	心臓機能障害		1 級及び 3 級
	じん臓機能障害		1 級及び 3 級
	呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
	小腸機能障害		1 級及び 3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
	肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
知的障害者		療育手帳 A1、A2 所持者	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している者のうち、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者に限る。	
色素性乾皮症者		小児慢性特定疾病児童手帳等 色素性乾皮症の認定を受けている者	

手続き方法

下記の必要書類を全て 1 通ずつ用意し、下記担当窓口にて申請してください。

(1) 駐車禁止除外車両指定申請書

申請書は、各警察署の交通課窓口にあります。また、神奈川県警察ホームページからダウンロードできます。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/kotsukankei/mesf4051.html>



(2) 交付を受ける方の住民票の写し（申請日から 3 か月以内に交付されたもの、コピー可）

(3) 交付対象に該当することを証明する書面（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児童手帳等の写し及び原本）

手帳等の写しは、氏名、生年月日、住所、障がい名、個別等級記載の部分が確認できるように A4 判にてご用意ください。

申請時に窓口にて確認をいたしますので、手帳等の原本もお持ち下さい。

(4) 旧標章（更新の場合のみ）

※旧標章を窓口で確認しますので、持参してください。また、新しい標章を受け取る際は、旧標章との交換となります。

(5) 委任状（代理申請の場合のみ）

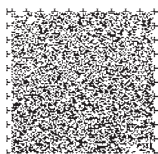
※障がい者本人以外の代理人が申請する際に必要となる場合があります。

◎申請内容により、上記のほか必要書類が生じることがあります。

◎標章は公安委員会交付のため、申請から交付まで約 2～3 週間かかります。

窓 口

交付を受ける方の住所地を管轄する警察署の交通課



市営自動車駐車場駐車料金の優遇 身 知 精

内 容

駐車料基本料金のうち、最初の 2 時間分が無料となります。

・橋本駅北口第 1 自動車駐車場	緑区橋本 6-2-4	電話(042)775-1651
・橋本駅北口第 2 自動車駐車場	緑区橋本 3-28-1	電話(042)700-6521
・相模原駅自動車駐車場	中央区相模原 1-1-20	電話(042)755-5881
・相模大野立体駐車場	南区相模大野 4-4-2	電話(042)743-6251
・相模大野駅西側自動車駐車場	南区相模大野 3-2-2	電話(042)747-2285
・小田急相模原駅自動車駐車場	南区南台 3-20-1	電話(042)741-7457

対象となる自動車

市内在住で次の障がいのある方が乗車している自動車

- ①身体障害者手帳 1 級・2 級の方
- ②知的障がい度で障がいの程度が最重度 (A1)・重度 (A2) の方
- ③中度 (B1) の知的障がい度で、かつ身体障害者手帳 3 級の方
- ④精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

優遇

(表示)

手 続 き
利 用 方 法

下記窓口で障害者手帳等を持参し、対象である旨の表示を受けてください。
駐車場からの出場時に、精算機の呼び出しボタン等で係員を呼び出し、あらかじめ対象である旨の表示がされた障害者手帳等 (ミライロ ID (障害者手帳アプリ) を含む) を係員に提示してください。

ただし、障がいのある方が同乗しない状態で駐車場から出場する場合は、障がいのある方が同乗している入場時に発券機の呼び出しボタン等で係員を呼び出して

ください。
また、管理事務所が無人の時間帯は、出口精算機付近に設置の夜間帯専用インターフォンにてコールセンターを呼び出し、あらかじめ対象である旨の表示がされた障害者手帳等を併設された確認用カメラへ提示してください。

窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

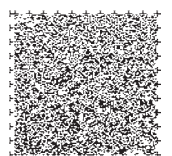
相模湖ふれあいパーク駐車場利用料金の割引 身 知 精

内 容
利用できる方
問 合 せ 先

自動車・自転車等駐車場の定期利用に係る利用料金の 50% が割引されます。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
タイムズ 24 株式会社 厚木営業所 電話(046)230-5531

8

自動車・自転車



有料道路通行料金の割引 身 知

内 容
有 効 期 限

利用できる方

事前登録できる
自動車について

必要書類等

手 続 き

利 用 方 法

自動車を登録
しない場合

窓 口

事前の登録手続きにより有料道路通行料金が最大 50%割引になります。

新規及び変更：2 回目の誕生日まで

更新（期限の 2 か月前から手続き可）：3 回目の誕生日まで（最長 2 年 2 ヶ月間）

① 障がい者本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている方。

② 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、第 1 種の方。

① 台数について 障がい者 1 人につき 1 台を、事前に登録できます。

② 対象自動車について 自動車検査証等に「自家用」と記載されているもの。

③ 自動車の所有者について

ア 障がい者本人が運転する場合は、本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者・同居の親族等

イ 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合は、上記アの他、アの方が所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方。

手帳（2 種類ある人は両方）、自動車検査証（自動車を登録する場合）、自動車検査証記録事項（電子車検証の場合のみ）、運転免許証（障がい者本人が運転する場合）

〔ETC 利用の方は次のものも必要〕ETC カード（障がい者本人名義のもの*）、ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等

〔割賦購入または長期リースにより自動車を利用されている方は次のものも必要〕割賦契約書またはリース契約書

* 未成年の重度障がい者で本人以外の方の運転による割引を受け、かつ障がい者本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義の ETC カードも対象となります。

窓口で登録・更新申請を行い、手帳に割引対象である旨の証明を受けます。

ETC 利用登録をされる方は、オンラインによる申請も可能です。

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>



① ETC を利用しない場合

料金支払い時に料金所係員に手帳を呈示します。

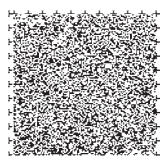
② ETC を利用する場合

有料道路事業者からの利用可能通知後に、事前に登録した ETC カードを、登録の ETC 車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業をおこなったもの）に挿入し、ETC レーンを無線走行します。

なお、何らかの理由で ETC レーンを利用できず、料金所係員に ETC カードを渡して料金を支払う際にも、必ず手帳の呈示が必要になりますので、有料道路利用の際は必ず手帳を携行してください。

自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむをえず使用できない場合を考慮し、これまで障がい者割引の事前申請をされていない場合は、新たに申請をした上で、要件を満たす自動車であれば本割引の対象となります。ただし ETC レーンでは本割引は適用されませんので、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（ETC 車で ETC 専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で、係員に手帳を呈示してください。（すでに自動車を事前登録されている場合は、新たな手続きは不要です）

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）



市営自転車駐車場駐車料の割引 身 知 精

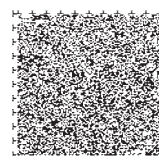
内 容	定期利用に係る駐車料の 50% が割引されます。 (減額を行う額に 10 円未満の端数が生じたときは、切り上げます。)		
利用できる方 利用方法	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 定期利用の申込時に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。		
窓 口	各市営自転車駐車場		
	・橋本駅北口第 1 自転車駐車場	緑区橋本 6-1-8	電話(042)779-1544
	・橋本駅北口第 2 自転車駐車場	緑区橋本 3-28-1	電話(042)770-6177
	・橋本駅南口第 1 自転車駐車場	緑区橋本 2-1-83	電話(042)772-1781
	・橋本駅南口第 2 自転車駐車場	緑区橋本 2-4-17	電話(042)772-1782
	・相模原駅北口自転車駐車場	中央区小山 3430	電話(042)755-7485
	・相模原駅南口自転車駐車場	中央区相模原 1-1-20	電話(042)755-1152
	・矢部駅北口自転車駐車場	中央区矢部新町 3-40	電話(042)753-8010
	・淵野辺駅南口第 1 自転車駐車場	中央区鹿沼台 1-12-22	電話(042)753-2495
	・淵野辺駅南口第 2 自転車駐車場	中央区鹿沼台 1-13-20	電話(042)776-9529
	・相模大野駅北口自転車駐車場	南区相模大野 4-3-1	電話(042)749-6917
	・谷口北口自転車駐車場	南区相模大野 3-327	電話(042)744-0828
	・谷口南口自転車駐車場	南区相模大野 7-704	電話(042)744-0877
	・相模大野駅西側自転車駐車場	南区相模大野 3-2-2	電話(042)741-0021
	・相武台前駅北口自転車駐車場	南区相武台 2-20-17	電話(046)257-9104

8

自動車・自転車

安全運転相談 身

内 容	安全運転相談は、病気、身体の障がい等をお持ちの方の運転免許の取得、運転免許をお持ちの方の運転の継続、運転免許の返納等に関して、本人又はそのご家族からの相談を受付けております。 ※必要書類については事前にお問い合わせください。		
受 付	① 運転免許の取得を希望する方 ・月曜日から金曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時、午後 2 時～午後 4 時 ・第 3 日曜日 午前 8 時 30 分～午前 11 時、午後 1 時～午後 3 時 (祝日及び年末年始の休日を除く) ② 運転免許をお持ちの方 ・月曜日から金曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時、午後 2 時～午後 4 時 (祝日及び年末年始の休日を除く)		
窓 口	神奈川県警察運転免許センター 2 階 安全運転相談窓口		
所 在 地	〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-1-1		
電 話	(045) 365-3111 (代表)		
相談専用ダイヤル受付	安全運転相談ダイヤル #8080 (シャープハレバレ) ※このダイヤルは発信場所を管轄する都道府県の安全運転相談窓口につながる 全国統一の電話番号です。 月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 (祝日及び年末年始の休日を除く)		



障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度） 身 知 精 難

内 容

公共施設や商業施設などに設置されている車椅子使用者用駐車区画等の利用対象者として、あらかじめ利用証を交付し、車両に掲示することで、駐車区画の適正利用を推進する制度となります。

利 用 対 象

障がい者、難病患者、高齢者等、妊産婦、けが人等歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方

申請に必要なもの

交付申請書、利用対象であることを証明する書類（手帳や診断書など）

申 請 方 法

①神奈川県へ郵送及び電子による申請

URL：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html

②市の窓口へ申請（事由によって窓口が異なります。詳しくは市ホームページをご確認ください。）

障がいの事由で申請する方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

問 合 せ 先

地域包括ケア推進課 電話 (042)769-9222



【市ホームページ】

8

自動車・自転車

（広告）



株式会社日本義眼研究所

<http://www.gigan.co.jp/>

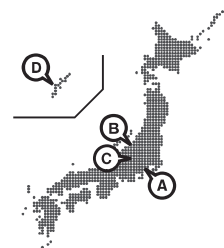
- ・オーダーメイド義眼 ・障害者総合支援法指定
- ・レディメイド義眼 ・生活保護法指定（義眼代金のみ）
- ・有窓義眼 ・労働者災害補償保険法指定
- ・献眼用義眼 ・戦傷病者特別援護法指定
- ・エピテーゼ用義眼 ・保険給付（健康保険給付～）

① 東京本社 予約制

② 新潟出張所 予約制

③ 前橋出張所 予約制

④ 那覇出張所 予約制



【東京本社】〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-5-4 ライオンズステーションプラザ半蔵門108号室

☎ 03-3261-8171

